

政策整理番号	21	施策番号	6	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)		
対象年度	H18	作成部課室	経済商工観光部 産業人材・雇用対策課	関係部課室	保健福祉部 障害福祉課, 農林水産部 農業振興課	
政策名	雇用の安定と勤労者福祉の充実			政策番号	2 - 6 - 2	
施策番号	6	施策名	障害者の多様な就業対策			
施策概要	障害者が日常の社会でいきいきと働きながら地域で暮らせる体制づくりを目指します。					
政策評価指標 / 達成度	障害者雇用率		B			

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)  
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値から見て指標が目指す方向と逆方法に推移している)...(現状値が把握できない等のため判定不能)

### 施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果					活動(事業)によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 [担当課]	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	障害者・就労雇用促進事業(障害者就労総合支援事業: 障害者就労アドバイザー部分) [障害福祉課]	身体障害者 知的障害者 精神障害者	障害者就労支援アドバイザーを派遣した。	派遣・支援回数 (回)	639 4,590 7.2	543 7,824 14.4	763 5,659 7.4	障害者の就労支援を行った	就労者数 (人)	8 11 5		
2	障害者・就労雇用促進事業(知的障害者ホームヘルパー養成研修事業分) 事業費については上記事業の再掲 [障害福祉課]	知的障害者	ホームヘルパー養成研修を実施した。	受講者数 (2級課程1回) (3級課程2回) (人)	35 4,590 131.1	40 7,824 195.6	34 5,659 166.4	障害者の就労支援を行った	就労者数 (人)	0 0 6		
3	障害者・就労雇用促進事業(県庁業務障害者就労モデル事業分) [障害福祉課]	知的障害者 精神障害者	県庁内での就労・雇用の機会を創出するため、古紙リサイクル事業及び障害者ビジネスアシスタント事業を実施した。	実施回数 (回)	1 14,479 14479.0	1 13,649 13649.0	1 14,064 14064.0	障害者の就労支援を行った	就労者数 (人)	7 6 8		
4	障害者・就労雇用促進事業(障害者就業・生活支援センター事業分) [障害福祉課]	身体障害者 知的障害者 精神障害者	就業生活・支援センターを設置した。	就業・生活支援センターの登録者数 (人)	105 5,297 50.4	410 10,385 25.3	529 15,577 29.4	障害者の就労支援を行った	就労者数 (人)	53 70 88		

## B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	概ね有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・障害者の雇用促進と職業の安定については、国(労働局、公共職業安定所)が中心的役割を担い、県は国及び関係団体と連携を図り、雇用要請・支援・啓発等を行っている。</p> <p>・県内の企業等に対して障害者雇用要請・啓発活動、就職面談会、職場適応訓練等は、施策目的を実現するため障害者や雇用主双方にとって必要な事業である。以上ことから「適切」と判断した。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・事業群の実施によって、障害者の就職へ直接結びついており、事業群の有効性がある程度認められる。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・単位当たりの事業費が若干ながら逡減している事業が多いことから、事業群としての効率性については、問題はないと判断される。</p> <p>・障害者雇用といった施策の性格上、効率性を追求することには課題が残ることはやむを得ない。</p>

## B 施策評価(総括)

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・県の役割分担、事業体制は適切であり、政策評価指標の目標に達成していないものの、業績指標や成果指標が改善傾向にあることから概ね有効であることから、施策としての総合的評価は概ね適切であると評価される。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・国(労働局、公共職業安定所)及び関係団体等との連携を図り、さらに障害者雇用を推進していく必要がある。</p>

## 施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】</p> <p>【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】</p> <p>【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】</p> <p>【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>・障害者の就労を促進は、障害者の経済的な自立を促す上で重要なことから、国及び関係団体等との連携を図ながら、県が関与していくことは適切であると考える。</p>	<p>・事業の実施によって、障害者の就職や雇用の定着に直接結びついており、事業の有効性が認められる。</p>	<p>・障害者雇用といった施策の性格上、効率性を追求することには課題が残ることはやむを得ない。</p>
<p>・障害者の就労を促進は、障害者の経済的な自立を促す上で重要なことから、国及び関係団体等との連携を図ながら、県が関与していくことは適切であると考える。また、この事業は、障害者自立支援法における地域生活支援事業の人材育成事業として県事業の任意事業に位置付けられている。</p>	<p>・当事業を受講した障害者のうち6名が、介護保険施設等へ就職していることから、事業の有効性が認められる。</p>	<p>・障害者雇用といった施策の性格上、効率性を追求することには課題が残ることはやむを得ない。</p>
<p>・障害者の就労を促進は、障害者の経済的な自立を促す上で重要なことから、国及び関係団体等との連携を図ながら、県が関与していくことは適切であると考える。</p>	<p>・当事業を体験した障害者のうち2名が清掃業者等の一般企業へ就職に結びつくなど、事業の有効性が認められる。</p>	<p>・障害者雇用といった施策の性格上、効率性を追求することには課題が残ることはやむを得ない。</p>
<p>・障害者の就労を促進は、障害者の経済的な自立を促す上で重要なことから、国及び関係団体等との連携を図ながら、県が関与していくことは適切であると考える。また、この事業は、障害者自立支援法における地域生活支援事業の専門性の高い相談支援として県事業に位置付けられている。</p>	<p>・地域の身近な就労支援の拠点として、障害者の就労支援を実施した結果、対前年とほぼ同数の就職件数となっており、施策の目的の実現につながっているものと判断する。</p>	<p>・障害者雇用といった施策の性格上、効率性を追求することには課題が残ることはやむを得ない。</p>

## 施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	<p>障害者の就労・雇用のための支援体制が必ずしも十分ではないことから、引き続き支援体制を整備し、障害者の経済的自立を支援していくことは必要である。障害者の一般就労や雇用の定着のための直接的な支援であり、引き続き事業を実施していく必要がある。</p>
取組18	多様な就業機会や就業環境の創出
維持	<p>知的障害者の資格取得を支援し、就労促進を図るため、引き続き事業を実施していく必要がある。</p>
取組18	多様な就業機会や就業環境の創出
維持	<p>県庁自らが率先的に障害者の就労の場を創出するため、引き続き事業を実施していく必要がある。</p>
取組18	多様な就業機会や就業環境の創出
拡充	<p>障害者が身近な地域で就業面及び生活面での相談ができる拠点が必要であり、さらなる支援体制の整備が必要である。</p>
取組18	多様な就業機会や就業環境の創出

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果						活動(事業) によりもたらされた成果						
事業番号	事業名 [担当課]	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段(内容) (何をしたのか)	業績指標名(単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的(意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名(単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費(決算(見込)額, 千円)					成果指標の値		
					単位当たり事業費(千円)							
5	みやぎ障害者ITサポート事業 [障害福祉課]	身体障害者 知的障害者 精神障害者	障害児・者に対し、パソコン等講習を行った。	受講者数(人)	138	195	224	障害者の就労支援を行った	就労者数(人)	7	8	8
					15,090	17,197	17,197					
					109.3	88.2	76.8					
6	障害者就農支援モデル事業 [農業振興課]	農業への就業を希望する知的障害者	障害者就農推進会議及び就農適応訓練、就農促進環境整備への事業を行う。	就農適応訓練実施者数(人)		1	1	知的障害者の農業における就業機会の拡大	就農訓練実施者数の就農者数(人)		1	0
						1,105	515					
						1105.0	515.0					
7	障害者・就労雇用促進事業(障害者就業・生活サポート事業) [産業人材・雇用対策課]	障害者	県内の社会福祉法人に対し国の支援センターに移行するため、県単独による立上げ補助をし、障害者の就労支援を行う。	障害者の就労相談・職場開拓件数(件)	129	131	138	障害者の就労相談・職場開拓	就労者数(人)	5	41	17
					13,600	13,517	6,700					
					105.4	103.2	48.6					
8	障害者・就労雇用促進事業(職場適応訓練事業) [産業人材・雇用対策課]	障害者	障害者の就職を容易にするため、事前に事業所で訓練を行う。訓練生には訓練手当、事業主には委託費を支給する。	障害者の職場適応訓練者数(人)	22	14	16	障害者の職場適応訓練	訓練後の雇用人数(人)	22	12	13
					32,332	19,290	14,669					
					1469.6	1377.9	916.8					
9	障害者・就労雇用促進事業(障害者雇用支援のつどい等促進事業) [産業人材・雇用対策課]	事業主及び障害者	関係機関と連携し、障害者の就労の促進と雇用の安定を図るため、広報・啓発活動を行う。	障害者雇用支援のつどい及び障害者就職面接会(回)	1	1	1	企業に対する啓発活動	参加者数(人)	170	186	152
					390	398	281					
					390.0	398.0	281.0					
事業費計(千円)					70,688	83,365	74,662					

**施策を構成する事業の分析**

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
・障害者の就労を促進は、障害者の経済的な自立を促す上で重要なことから、国及び関係団体等との連携を図ながら、県が関与していくことは適切であると考えらる。	・特に、障害者ITスキルアップ研修は、就職を目指す障害者を対象としてパソコン検定等の資格取得や就職活動への支援によって、現に一般企業等への就職に結びついており、事業の有効性が認められる。	・障害者雇用といった施策の性格上、効率性を追求することには課題が残ることはやむを得ない。
・国は障害者の雇用の促進と職業の安定を図っている。 ・県は、国および関係団体等と連携を図り、雇用支援・啓発活動などを実施している。 ・本事業は、福祉的就労の促進にとどまらず、経済的自立等を希求するねらいもある。	・訓練終了後引き続き受け入れ農家での雇用され、知的障害者の農業における就業のモデルが実現した。	・本事業は農業における障害者就業のモデル事業であるため、就農適応訓練の実施から雇用に向けた課題を検討したことを含めると効率的行われたと考える。
・障害者の雇用促進と職業の安定については、国(労働局、公共職業安定所)が中心的役割を担い、県は国及び関係団体と連携を図り、雇用要請・支援・啓発等を行っている。 ・この事業は、施策目的を実現するため障害者等を支援する事業である。	・平成18年度は、17年度と比較して半分以下であるが、これは2センターのうち1センターが国の委託になったため。 ・この事業は、国の委託に向け立ち上げ補助し障害者の就労を支援するということが目的であり、その意味において施策の実現に貢献しており、有効性がある。	・単位当たりの事業費が減少しており、効率性は高まっている。
・障害者の雇用促進と職業の安定については、国が中心的役割を担い、県は国及び関係団体と連携を図り、雇用要請・支援・啓発等を行っている。 ・この事業は、障害者の就労促進を図るため障害者及び事業主を支援する事業である。	・職場適応訓練を受けた障害者は、やむを得ない理由のある者を除いて就労しており、有効性のある事業である。	・単位当たりの事業費が減少しており、効率性は高まっている。
・障害者の雇用促進と職業の安定については、国が中心的役割を担い、県は国及び関係団体と連携を図り、雇用要請・支援・啓発等を行っている。 ・この事業は、障害者の雇用促進と職業の安定を図るため広報・啓発する事業である。	・成果指標である参加者数が平成17年度を下回っているが、150人を超す参加者があることから有効性に若干の問題点があるが、施策目的の実現に寄与している事業である。	・単位当たりの事業費が減少しており、効率性は高まっている。

**施策を構成する事業の方向性**

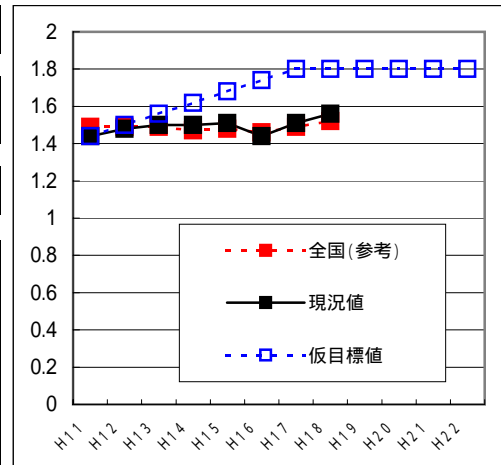
活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
拡充	障害者の就労手段として「IT」は重要なツールであり、今後さらに、障害者のスキルアップを促しながら、就労に結びつける取り組みを進めていく必要がある。
取組18	多様な就業機会や就業環境の創出
廃止	農家での雇用以外での事例なども参考に、障害者の農業への参入についても検討したい。
維持	障害者が身近な地域で就労関連の相談をできる場が必要であり、引き続き事業を実施していく必要がある。
取組18	多様な就業機会や就業環境の創出
維持	就業を希望する障害者と雇用する事業主双方を支援するこの事業は、障害者雇用を促進するため引き続き実施していく必要がある。
維持	障害者の就労と雇用の安定を図るため、広報・啓発を行うこの事業は引き続き実施していく必要がある。

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 21 施策番号 6

対象年度	H18	作成部課室	経済商工観光部 産業人材・雇用対策課	関係部課室	保健福祉部 障害福祉課, 農林水産部 農業振興課
政策名	雇用の安定と勤労者福祉の充実			政策番号	2 - 6 - 2
施策番号	6	施策名	障害者の多様な就業対策		

政策評価指標		単位						
障害者雇用率		%						
目標値	H17 1.8	H22 1.8						
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
現況値	1.44	1.48	1.50	1.50	1.51	1.44	1.51	1.56
仮目標値		1.50	1.56	1.62	1.68	1.74	1.80	1.80
達成度		B	B	B	B	B	B	B



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)  
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

一般の民間企業における障害者の雇用率

政策評価指標の選定理由

・県内に本社を有する企業の障害者雇用を推し量る指標として選定した。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・景気は回復基調にあるが、即時の障害者雇用までには至らない状況にある。このため事業主等に対して積極的に啓発し、目標達成を図りたい。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・障害者雇用率は、本社が県外にある支店・営業所や56人未満の比較的小規模な企業が対象外となっていることから、県内の障害者雇用の全体を表す指標には必ずしもなっていない。特に本県では支店等のウェイトが高く、障害者雇用率に反映されず、低くなる傾向にある。このようなことから、政策評価指標としての雇用率には問題があるものの、ほかに県内の障害者雇用の実態を的確に表す指標がないことから障害者雇用率を指標として存続するのは止むを得ない。

